

第 67 回 熊本県民体育祭セーリング競技

帆 走 指 示 書

S I

2012 年 9 月 16 日

熊本県セーリング連盟
レース委員会／プロテスト委員会

1 適用規則

当大会は、「セーリング競技規則 2009-2012(以下RRSと称す)」に定義された「規則」を適用する。但し、帆走指示書によって変更されたものは除く、但し 帆走指示書と矛盾する場合は、帆走指示書が優先する。

RRS 4 2 (推進方法) の違反に対しては、付則 P を適用する。

2 参加申込み

実施要項に基づく参加資格を持つ艇は、レース委員会に登録を完了するとともに、レース委員会の承認を得るものとする。

3 参加者への通告

参加者への通告は公式掲示板に掲示される。

4 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、各クラスのスタート予告信号の 7 0 分前までに、公式掲示板に公示される。

5 陸上で発せられる信号

4.1 陸上で発せられる信号はスロープ付近にポールにて掲げられる。

4.2 『D』旗が音響信号とともに掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。

予告信号はD旗降下後 3 0 分以降に発せられる。

4.3 『D』旗がクラス旗と共に掲げられた時は、そのクラスのみ適用する。

4.4 AP/H旗で帰着後も音響信号 1 声と『D』旗の掲揚で出艇とします。

6 レースの日程

6.1 レースの日程は実施要項の通りとする。

6.2 レースが引き続き行われるときは、フィニッシュラインに位置するレースコミッティーボートにF旗(音響信号無し)が掲揚され、降下(音響信号 1 声) 1 分後に予告信号が発せられる。

6.3 引き続きのレースが行われなときは、フィニッシュラインに位置するレースコミッティーボートにAP旗/H旗が掲揚される。

6.4 当日の最終レースの予告信号最遅期限は、当日の第 1 レース予告信号の 7 0 分前までに、公式掲示板に公示される。

6.5

7 クラス旗、パンピング旗

クラス	旗
デンギークラス・オープン	F J 旗
クルーザークラス	470 旗

2002 年度版国際 470 級クラス規則 2 6 . 2 のパンピング旗は黄色旗とし、本部船において予告信号と共に掲揚される。

8 レース・エリア

宇土マリーナ沖海面とする。

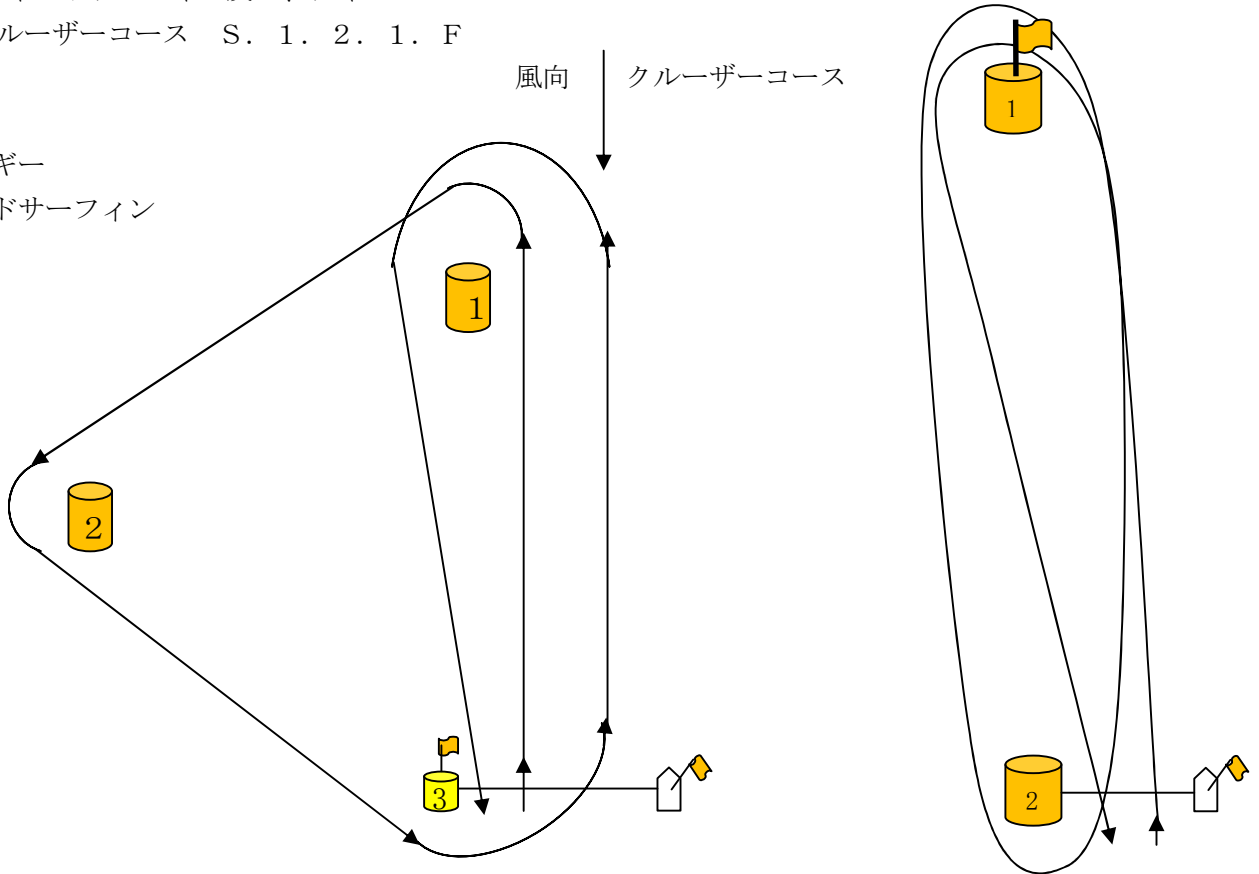
9 コース

コースは次の図の通りとする

9.1 ウィンドサーフィン及び、ディンギー・オープンコース S. 1. 2. 3. 1. F

9.2 クルーザーコース S. 1. 2. 1. F

ディンギー
ウィンドサーフィン
コース



10 マーク

海面で使用するマークは、オレンジ色の円筒形ブイとする。但し、ディンギー用コースのスタートアウトマークは黄色色の俵型ブイとする

11 スタート

レースは、RRS 26に従って、以下の方式とする。

スタートまでの時間	信号	視覚信号	音響信号
5分	予告	クラス旗掲揚	一声
4分	準備	P、I、Z、又は黒色旗掲揚	一声
1分	1分前	P、I、Z、又は黒色旗降下	長音一声
0	スタート	クラス旗降下	一声

- 11.1 各クラスが5分毎に続いてスタートとする場合は、予告信号は、先にスタートするクラスのスタート信号と同時に発せられる。
- 11.2 スタートラインは、レースコミッティー・ボートのオレンジ色旗を揚げたポールとアウトマークの間とする。
- 11.3 予告信号がまだ発せられていない艇は、スタートラインからおおむね50m以内の範囲及びコースサイドから離れ、すでに予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。
- 11.4 スタート信号後4分以降にスタートした艇は、DNSとして記録される。これは、RRS付則A11を変更している。

12 黒色旗規則適用に伴う通告

RRS 30.3「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、又はレースがスタート後に中止になった場合は、同「黒色旗規則」に違反した艇のセールNo. は本部船より口答で通告される。

13 スタート後のコース変更

スタート後のコース変更は、行わない。

14 フィニッシュ

- 14.1 フィニッシュ・ラインは、青色旗を掲揚したレースコミッティーボートのオレンジ旗を掲げたマストと直近のマークの間とする。

- 14.2 コース短縮の場合は、当該回航マークとS旗を掲揚しているレース・コミッ ティー・ボートのオレンジ旗を掲げたマストまたはポールの間とする。

1 5 タイムリミットとコース短縮

タイムリミットは、RRS 28. 1に基づき、かつRRS 30. 3に違反しないでスタートした先頭艇フィニッシュ後、ディンギー、ウインドサーフィングクラスは20分とし、クルーザークラスは40分とする。尚、当該タイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は、DNFとして記録される。これは、RRS 35を変更するものである。

レース委員会は、RRS 32.1に基づく理由によるコース短縮のほか、レースがスタート後およそ70分以内で終了しように無い場合はコース短縮することが出来る。

1 6 抗議と救済の要求

- 16.1 抗議書の交付、及び、抗議・救済要求の受付や抗議の公示・通告等は、プロテスト委員会で行う。
- 16.2 艇による抗議、レースエリア内で目撃したケースに関するレース委員会・プロテスト委員会による抗議の締切時刻は、当日の当該クラスの最終レース終了後60分とする。レース委員会またはプロテスト委員会によるその他の抗議は、その委員会が情報を受けた後60分以内とする。これは、RRS 61.3を変更している。
- 16.3 救済の要求の提出期限は、SI16.2の抗議締め切り時刻、又は、当該ケースから60分以内のいずれか遅い方とする。これは、RRS 62.2を変更している。
- 16.4 SI11.3、18、19.1及び、20の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは、RRS 60.1(a)を変更している。これらの違反に対して、プロテスト委員会の裁量によるペナルティ(失格を含む)が課せられる。
- 16.5 審問の再開の要求は、その当事者が判決を通告された後15分以内に提出されなければならない。これはRRS 66を変更するものである。
- 16.6 当大会はレース委員会がプロテスト委員会を兼ねる。

1 7 得点

- 17.1 ウィンドサーフィングクラスはスクラッチレースとし着順を順位とする。
- 17.2 ディンギークラスは、下記のヤードステック No. でレース所要時間を修正し順位を算出する。
SS 84、470 83、スナイプ 90、レーザー 94、シーホッパー 94、FJ 95、レーザーラジアル 99、シカラ 102、ヤマハ13 104、シーマチン 111、シーホッパーSR 101、ミニホッパー113、OP 144
- 17.3 クルーザークラスはTCFにより所要時間を修正し順位を算出する。
- 17.4 各クラスとも競技規則A 4「低得点方法」を適用する。各艇の総得点は全てのレースにおけるその艇の得点合計とする。今大会は1レースの完了をもって成立とする。
- 17.5 失格等とされた艇は下記のペナルティを課す。
- | | |
|---|--------------|
| DNC (スタート・エリアに来なかった艇) | 当該種目参加艇数+1 点 |
| DNS (スタートしなかった艇(OCS 及び BDF を除く)) | 当該種目参加艇数+1 点 |
| OCS (スタートラインのコース・サイト`において競技規則29. 1または30. 1に従わなかった艇) | 当該種目参加艇数+1 点 |
| BFD (規則30.3により失格とされた艇) | 当該種目参加艇数+3 点 |
| DNF (フィニッシュしなかった艇) | 当該種目参加艇数+1 点 |
| RAF (フィニッシュ後リタイアした艇) | 当該種目参加艇数+1 点 |
| DSQ (失格とされた艇) | 当該種目参加艇数+3 点 |
| RDG (救助を与えられた艇) | |
| SRG (シリーズから得点を取り除かれた艇) | |
- 17.6 参加艇数とは、当該種目に参加申込みが認められた艇の数とする。

1 8 申告

- 18.1 出艇・帰着申告は署名方式で行う。艇長は所定の用紙に自ら署名することにより申告を完了しなければならない。
- 18.2 出艇申告は、当該種目のスタート予告信号予定時刻の60分前から40分前間に完了しなければならない。引き続きレースが行われる場合は、そのレースの分も合わせて申告しなければならない。クルーザークラスは受付時に出艇申告を行うこととする。

- 18.3 帰着申告は艇長（レース委員会が正当な理由が有ると認めた場合、代理人可）の署名をもって行う。
- 18.4 帰着申告は帰着後、直ちに行わなければならない。帰着申告の締切り時間は、当該種目の当該レース終了後60分以内とする。引き続きレースが行われた場合は、その最終レース終了後60分以内とする。但し、レース委員長の裁量により、この時間は延長されることがある。
- 18.5 リタイアする艇は、速やかにレース海面を離れ、リタイアの意志を近くのレース・コミッティー・ボートに伝えなくてはならない。また、帰着後、直ちに艇長自身（レース委員会が正当な理由が有ると認めた場合、代理人可）でリタイアの旨をレース委員会へ報告しなくてはならない。やむを得ず、レース・コミッティー・ボートにその旨を伝えることができなかった場合は、未伝達の旨をレース委員会へ報告しなくてはならない。

19 安全規定

19.1 救命補助具：ライフジャケット

各艇の乗員は、離岸から着岸まで、有効な浮力を有する救命補助具：ライフジャケット（自分の体重を支えるのに十分な浮力があり、かつ実施要項に示す「救命補助具：ライフジャケットに関する指針」に適合するもの）を着用しなければならない。（クルーザークラスの着用は艇長の判断によるものとする）ただし、衣服の着脱にたずさわると短時間の場合は、これを除く。

19.2 レース艇が自ら救助を求める場合は、救助する船に対して、片手を高く上げて合図を送ること。

19.3 レース委員会は危険な状態あると判断したレース艇に対して、リタイア勧告及び強制救助を行うことができる。

20 無線通信

クルーザークラス以外の艇は、海上において無線通信を行ってはいけない。この制限は携帯電話にも適用する。

21 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクで本大会に参加している。RRS 4「レースを・・・することの決定」参照。主催団体は、大会前、大会中または大会後と関連して受けた物的損傷または個人の負傷・死亡に対する責任を否認する。